

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

1 福祉用具貸与の原則

「軽度者」への福祉用具貸与について、その状態像から見て使用が想定しにくい車いす等「対象外種目」は原則として保険給付の対象外です。

ただし、「厚生労働大臣が定める者」については、軽度者であっても保険給付の対象とすることができます。（例外給付）

《用語の説明》

用語	説明
軽度者	要支援1、要支援2及び要介護1の人。自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護2及び要介護3の人を含む。
対象外種目	原則として、要支援1・2及び要介護1の人は給付の対象外となる種目 ア. 車いす及び車いす付属品 イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器 エ. 認知症老人徘徊感知機器 オ. 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
	原則として、要支援1・2、要介護1～3の人は対象外となる種目 カ. 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）
厚生労働大臣が定める者	厚生労働省告示第94号（平成27年3月23日）第31号のイ（利用者等告示第31号のイ）

2 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者に対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、次の〔例外1〕～〔例外3〕により、保険給付の対象となるかを判断します。

〔例外1〕基本調査の結果を用いて確認

まずは、別表1の「判断基準（利用者等告示第31号のイに該当する基本調査の結果）」を、直近の認定調査により確認し、可否を判断します。基本調査の結果が別表1の「判断基準」に該当する場合は、例外給付の対象となります。

例外給付の対象となる根拠を、居宅（介護予防）サービス計画等に記載してください。

市への確認の必要はありません。

（記載例）

軽度者（要介護1）だが、認定調査の基本調査「1-7 歩行」が「3. できない」であるため、車いすの例外給付の対象である。

【例外2】対応する基本調査の確認項目がない場合の確認

別表1の「貸与が認められる者」のうち、次の①②については、別表1の「判断基準」に該当するものではありません。

福祉用具専門員や軽度者の状態像について適切な助言が可能な人が参加するサービス担当者会議等を通じて、主治医から得た情報等に基づいて適切なケアマネジメントを行い、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が要否を判断します。なお、この判断は、サービス計画書における福祉用具貸与の評価期間*ごとに見直すこととします。（ただし、評価期間中に状態変化があった場合は、随時見直しが必要です。）

福祉用具貸与の要否を判断した根拠を、居宅（介護予防）サービス計画等に記載してください。市への確認の必要はありません。

- ① 「車いす及び車いす付属品」の「(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ② 「移動用リフト（つり具の部分を除く）」の「(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

(記載例)

軽度者（要介護1）で、屋内は手すりにつかまって、すり足で歩行しており、認定調査の基本調査「1-7 歩行」が「2. 何かにつかまればできる（つかまれば可）」である。サービス担当者会議の結果、買物や受診など屋外での長距離を移動する場合は、杖や歩行器の利用では危険であり、「利用者等告示第31号のイ」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当するという結論になった。よって、車いすの例外給付の対象であると判断する。

※評価期間：要介護1の場合は「短期目標期間」、要支援1・2の場合は「支援計画期間」とする。

ただし、「短期目標期間・支援計画期間」が1年を超える場合は、評価期間は1年とする。

（これは、「短期目標期間・支援計画期間」を一律に1年以上とすることを認めるものではありません。）

【例外3】基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない場合の確認

別表1の「貸与が認められる者」に該当しない場合でも、次の(A)(B)の要件をともに満たす場合は、市が書面等により確認することで、保険給付の対象とします。

なお、市への確認は、サービス計画書における福祉用具貸与の評価期間*ごとに行うこととします。（ただし、評価期間中に状態変化があった場合は、随時見直しが必要です。）

- (A) 別表2のi)～iii)のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- (B) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。

※評価期間：要介護1の場合は「短期目標期間」、要支援1・2の場合は「支援計画期間」とする。

ただし、「短期目標期間・支援計画期間」が1年を超える場合は、評価期間は1年とする。

（これは、「短期目標期間・支援計画期間」を一律に1年以上とすることを認めるものではありません。）

3 【例外3】に該当する場合の軽度者に対する福祉用具貸与の手続きについて

(1) 「医師の医学的な所見」の確認について

次の①～③のいずれかにより、別表2のi)～iii)の状態像に該当するかを確認します。

- ① 福祉用具貸与が必要な状態像が記載された主治医意見書（直近の認定調査）
- ② 医師より聴取した内容を記載した居宅（介護予防）サービス計画、担当者会議の記録又は支援経過
- ③ 医師の診断書

※まずは、①の方法で確認します。主治医意見書で確認できない場合は、②又は③の方法で確認してください。

※②で確認する場合は、「聴取日時、聴取方法、内容、医師名」の4項目全てが記載されている必要があります。

(2) 市への確認の流れ

原則として、福祉用具貸与の開始前に次の4つの書類を市へ提出してください。書類・手続き等に問題がなければ、後日、確認結果を連絡します。

- ・ 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認申請書
- ・ 医師の医学的所見を確認した書類の写し
(別表2のi)～iii)に該当する状態像が確認できるもの)
- ・ サービス担当者会議の記録の写し
(福祉用具貸与の必要性について、検討内容と結果を記載したもの)
- ・ 福祉用具貸与が位置付けられた居宅（介護予防）サービス計画書の写し

(記載例)

軽度者（要介護1）で、パーキンソン病の方。医師から、「ウェアリング・オフが出現し始めており、ON・OFF現象により時間帯によって頻繁に『利用者等告示第31号のイ』に該当する。」と言われている。サービス担当者会議で検討したところ、受診時などで長時間外出する時は、歩行器では危険であり、車いすが必要であるという結果になった。

【〇年〇月〇日の〇〇総合病院・神経内科受診に同行し、主治医である◎◎医師より上記の意見を伺った。】

4 福祉用具貸与の介護給付適正化について

介護給付適正化の観点から、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が適正に行われているかを問い合わせる場合があります。ご協力をお願いします。